

2003年3月7日

IFRS公開草案第2号「Share-based Payment」に対するコメント

我々は、公開草案の「結論の根拠」において議論されている、概念フレームワーク上の「費用」の定義とストック・オプションの費用処理との整合性の説明に関して、IASBの最近の他の主要プロジェクト（とりわけ業績報告プロジェクト）における議論との整合性に懸念を有している。本コメントは、公開草案の提案に対する賛否を示すものではないが、概念フレームワークの適用方法の問題は他のプロジェクトとの関連においても重要であるので、この機会に我々の見解を述べておきたい。

公開草案の「結論の根拠」では、株式報酬取引に係る費用の認識は概念フレームワーク上の費用の定義（資産の流出・減価または負債の発生）と整合しないのではないかという疑義に対し、株式報酬取引の対価として企業に流入した資源の費消であり、費用の定義に該当するという説明が示されている（BC40-48項）。しかし、公開草案では、各期に費消される勤務サービスの量に合わせて資産の瞬間的流入を擬制して持分の増加を測定しており、ここで擬制された流入資産は費用に依存して決定されていることになる。資産負債アプローチが、収益・費用は常に資産・負債に依存して決定されるという考え方であるとするならば、ここでは決定の順序がそれと逆になっており、収益費用アプローチの考え方が併用されているように思われる。

我々の理解では、概念フレームワークで採用されている資産負債アプローチは、本来、不適切な資産・負債の認識を排除することが主たる目的であり、費用配分や期間対応といった収益費用アプローチの概念を全面的に否定するものではなく、むしろそれらと相互補完的なものである。上記のように、本公開草案でも収益費用アプローチの発想が併用されていると考えられる。我々は、収益費用アプローチの発想を必要に応じて利用することはむしろ望ましいことと考えており、他のプロジェクトにおいても収益費用アプローチの概念の使用を完全に排除すべきではないと考える。

なお、当委員会は、現在、ストック・オプション会計に関する国内基準を検討中であり、昨年12月19日に「ストック・オプション会計に係る論点の整理」を公表して、本年2月28日まで日本国内の意見を求めたところである。したがって、現時点では、株式報酬に係る基本的な論点について当委員会として特定の立場を示せる段階にはないため、本コメントではIASB公開草案の提案そのものに対する賛否は表明しない。

西川 郁生

企業会計基準委員会 副委員長

国際対応専門委員会 専門委員長